

遭対基金を守ろう



日本勤労者山岳連盟
Japan Workers' Alpine Federation
〒162-0814
東京都新宿区新小川町5番24号
TEL 03(3260)6331(代)
FAX 03(3235)4324(代)
URL http://www.jwaf.jp

お問い合わせ・情報は

フリーダイヤル
0120-44-2742
(平日10時~18時)
E-mail: jwaf@jwaf.jp

特定業者の届出はせず

労山第1回全国評議会

新保険業法への遭対基金の対応を協議するた
め、9月3日、労山新事
務所で全国連盟評議会が



紅葉の奥秩父・小川山（長野県）でクライミングを楽しむ登山者

FAXを間違えないで下さい
全国連盟のFAXは03(3235)4324です。間違FAXが集中して届き、個人の方に迷惑をかけています。



真剣に報告を聞く評議員の皆さん

「共済の今日と未来を考える懇話会」の活動状況に関する質問と、適用除外を求める他の共同行動や、各政党の財務・財政金融委員の国会議員への働きかけを強化することへの要望が出されました。

あつたとしても、遭対基金の給付が滞らないようにきちんと対策を講じながら進めたい。適用除外の運動は、今後さらに1年くらいをめどとして働きかけを強めたい。また、これからの活動について、各地での署名活動をさらに推し進めたい。運動の輪をさらに大きくしていくために、各地で学習会やシンポジウムを開いていくようにしていきたいと述べました。評議員からは、10万名の署名をめざそうという意見も出されました。理事会提案についての討論のまとめを含め、全採決では、40名の出席(評議員総数55名、委任状提出が8名)のうち賛成39、保留1、反対0。国理事会の提案が可決承認されました。

労山が保険業法で報告

全教共済役員・事務担当者会議

全日本教職員組合の共済組織である全日本教職員共済連合会の全教共済役員・事務担当者会議が、8月24日秋田のたざわこ芸術村(わらび座がある)で行なった。同共済は全

尾瀬の独立化を示唆

環境省と国立公園などで交渉

7月7日、環境省と交渉、懇談した。これには斉藤理事長、後藤自然保護委員長、野口自然保護委員長代行など5人と、環境省は則久国立公園課長補佐はじめ8人が出席した。今回は①国立公園の再編成と受益者負担の導入の検討状況②日本脱温暖化2050研究プロジェクトの状況と「ライオネス」に関する「尾瀬の独立化を再編成のモデル」との発言が注目された。



環境省と協議する労山役員

改正業法を
3面で特集

役員事務担当者



講演する斉藤理事長

教組員約9万人の加入者がある。斉藤理事長は約40分の報告で、労山遭対基金の成り立ちと特徴および新保険業法と適用除外の戦いの経過を話し、将来は労働組合の共済も適用対象になり得ることから自主共済の戦いに支援を訴えた。参加者は約120名。

登山時報10

登山時報10月号の話題の記事
普段着の山 浅草岳・沼ノ平の燃える秋 鈴木澄雄
労山自然保護講座 ライオネス目撃情報ネットワークの構築へ
2007年版労山カレンダー「魅惑の山々」好評発売中
インタビュー「ひと」 深田良一さん 斉藤義孝
オススメ山道具 シルナイロンの小物袋 笹原芳樹

山の仲間「登山時報」
「登山時報」をご購読下さい
発行 日本勤労者山岳連盟
定価 300円
各会を通じて申込み下さい。
発定 各会を通じて申込み下さい。
申 日本勤労者山岳連盟
問 日本勤労者山岳連盟

改正保険業法特集

適用除外の輪を大きく

なぜ届出をしないのか 特定保険業者にならない理由

特定保険業者は基金の崩壊

「特定保険業者」は基金の廃業につながる。9月30日までに「特定保険業者」の申請をすれば、2008年3月までは現行の基金の活動を継続できるが、少額短期保険業者と同様の扱いとなり、会社としての申告、納税の義務も生じる。

2008年3月までに自ら少額短期保険業者となるか、基金は廃業して保険会社または少額短期保険業者に事業を委託するしかない。

即ちいったん特定保険業者に入ると基金の活動を2年継続できるが、最早もとの労山遭対基金に戻ることが不可能となる。

基金を廃業する場合も

少額短期保険業者は保険業者

「少額短期保険業者」は基金が保険になること。法の網に入り自ら少額短期保険業者になる選択は、労山が立することである。しかしその規制の内容は保険会社並みの厳しきであり、申請に必要な添付書類も極めて多い。破綻を防ぎ利益計上のための、専門的な数値管理を行なう保険計理人も必要である。



改正保険業法学習シンポジウム (06年5月)

当局に届け出が必要で、勝手に廃業も財産の処分もできなくなる。

特定保険業に入った段階で、当局の監督下に入ることになる。無為に法の網に入り、むざむざ基金の崩壊につながる選択はできない。

今後の対応と方向

遭対基金の見通しについて

適用除外の国民運動を展開

適用除外を国民運動まで高め、新保険業法の包囲を。新保険業法の届け出のタイムリミットである9月30日を目前に、各自主共済は法の網に入るかまたは（共済を維持できず）廃業、解散するかで決断を迫られている。このたたかいは、最終的には追加の法改正もしくは政省令の追加が改定で、適用除外を認めさせることが目的となる。国会や金融庁に働きかける運動を、「懇話会」だけでなく共済の存続

自主的登山文化を守る闘い

労山のたたかいは自主的登山文化を守るたたかいだ。今度のたたかいは、国からかけられた不当な法の規制から労山遭対基金を守

適用除外の活動を強める事

数の後退も覚悟しなければならぬ。さらに安全対策基金の存続も困難となる。

法網に入らず、適用除外の活動を強める。この1年近い新保険業法に対するたたかいは、同時に他団体との共同の活動であった。そしてこのたたかいはわたしたちの基金を守るだけではない。国民生活に根ざした多数の自主共済の存続にかかわる大きな流れの活動でもある。公的福祉・医療など社会保障制度の大きな後退の中で自主共済は、国民各層の「草の根セーフティネット」と言えるものである。知的障害者の互助会などは、障害者とその家族が最後に頼りにするものだが、それすら国は法の適用をせよという。労山遭対基金が何のたたかひもせず法網に入ることは、30数年間先輩からわれわれ後輩たちが引き継いで発展させてきたこの基金が、あつという間に消滅する。たかたか以外には、労山遭対基金を存続させる道は無



シンポジウム (06年1月)



金融庁に署名2万人分提出 (06年8月)

既に施行されており、たたかいは容易ではない。しかし、懇話会の窓口団体でもある労山という登山団体がたたかひの先頭に立っていることは、他の自主共済にも励ましと勇気をもたらしている。関心と影響を与えている。労山にとっては初めての活動が多いがその社会的存在を問い、自主的登山グループを組織していく。

既に進んでいるが、保険学会の共済研究者などと協力しながら、日本における共済の歴史的・社会的な役割や位置付けを法理論や社会学の面から明らかにし、われわれの運動の理論的な根拠としてその正当性と新保険業法の不当性を主張していく。

新保険業法とのかわりや将来の法人化の課題から、「新公益法人法」も注目・研究していく、など。



雪崩講習会の存続にも影響が...

雪崩講習会の存続にも影響が...

第21回全国雪崩講習会

- ◆講習期間 2007年2月10日(土)～12日(月)
- ◆理論講座 通信教育(事前学習) 2006年11月より開始
- ◆会場 長野県・中央アルプス・千畳敷カール
- ◆参加費用 43,000円
- ◆募集人数 70名 定員になり次第締め切り
- ※ 山スキークラスは黒姫高原スキー場で別途開催(2泊3日コース、1泊2日コース、日帰りコース有り)
- 主催 日本勤労者山岳連盟・中央登山学校雪崩講習会

第18回全国海外登山集会

- ◆日程 本年11月25日(土)午後1時開会。 同月26日(日)12時閉会。
- ◆記念講演 加藤 慶信氏 (8000m 8座登頂者)
- ◆会場 JR北海道研修センター 011-711-2228
- 主催 日本勤労者山岳連盟海外委員会

ヤングクライマーズフォーラム

- ☑日時 2006年11月9日(木)
- ☑時間 19時～21時
- ☑会場 全国連盟事務所 1階ホール
- ☑講演 谷口ゲイさん 今年5月にマナスル(8163m)に登頂
- ☑参加費 無料
- 主催 日本勤労者山岳連盟・青年学生委員会

2007年版 労山カレンダー 『魅惑の山々』 申込み受付中

- オールカラー7ページ。海外の山もあります。
- ◆1部 1200円
- ◆郵便振替 00180-0-212568 日本勤労者山岳連盟事務局
- ◆郵送料は1部390円。2部700円。3部以上1000円。
- 労山全国連盟事務局

